

## 具志頭地域における建築確認申請・建築工事届について

- 具志頭地域は、都市計画区域外です。「用途なし」  
(字安里、新城、大頓、具志頭、後原、仲座、長毛、玻名城、港川、与座)
- 建築確認申請が必要な建築物。(裏面参照)
  - 1号建築物 特殊建築物で、床面積が200㎡を超えるもの。
  - 2号建築物 特殊建築物以外で、いずれかに該当するもの。  
(1) 2階建て以上 (2) 延べ面積が200㎡を超えるもの(平屋も含む)
- ★建築確認申請のお問い合わせは、沖縄県南部土木事務所 建築班へご相談ください。
- 上記以外は、「建築工事届」を2部+1部\*作成し、八重瀬町役場 土木建設課へ提出して下さい。後日、受理書を添付し1部返却致します。
- 建築工事届 添付書類一覧(2部)
  - 建築工事届「第一面から第四面(沖縄県様式)」
  - 委任状・・・建築主から委任されている場合
  - 土地登記簿謄本・・・写し
  - 土地地積図(公図)・・・写し
  - 案内図・配置図・・・配置図に接続道路名称(町道○○線、農道○○線、町管理道路、町管理地、私有地等)及び道路幅員(現況幅員)を記入
  - 敷地面積求積図・建築面積求積図・延床面積求積図
  - 平面図・・・浄化槽(既設側溝等の接続先まで)又は下水道(本管接続先まで)も図示
  - 立面図・・・八重瀬町景観計画に基づく外壁面の色彩(マンセル値)を図面に記入
  - 断面図
  - 敷地の現況写真撮影位置図・敷地の現況写真  
・・・敷地が分かりやすいように4枚程度
  - 農地転用許可書または農地転用許可受理証明書  
・・・登記地目又は現況地目が畑の場合(現況地目は八重瀬町農業委員会へ確認)
  - 文化財の有無・・・八重瀬町教育委員会 社会教育課(具志頭歴史民俗資料館)へ指定様式にて照会し、回答書を添付

\*建築工事届(第一面から第四面)・案内図・配置図のみ、別途で更に1部提出して下さい。(ファイリング等の必要はありません)

# 建築基準法

## 第2条

### 二 特殊建築物

学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同様とする。）、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舍、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場その他これらに類する用途に供する建築物をいう。

建築申請を要する建築物（建築基準法第6条第1項）

法令	用途・構造	規模	工事種別
法第6条 第1項	1号 下記の用途に供する特殊建築物 <ul style="list-style-type: none"><li>・劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場</li><li>・病院、診療所（患者の収容施設のあるもの）、 ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舍、児童福祉施設</li><li>・学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、 スケート場、水泳場、スキー場、スポーツ練習場</li><li>・百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、 ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、 待合、料理店、飲食店、 物品販売業を営む店舗（床面積&gt;10㎡）</li><li>・倉庫</li><li>・自動車倉庫、自動車修理工場、映画スタジオ、テレビスタジオ</li></ul>	その用途の床面積 200㎡以上	新築 増築 改築 移転 大規模の 修繕 大規模の 模様替 特殊建築 物への用 途変更
	2号 1号以外の建築物	2階建て以上 又は 延べ面積200㎡以上	